



岸 高明の市議会だより

事務所 茅ヶ崎市新栄町7-1 岸ビル6F Tel 0467-89-3807
自宅 茅ヶ崎市本村4-10-8 Fax 0467-89-3806

<http://www.takaaki-kishi.com/> mail: takaaki_kishi@hotmail.com

心豊かに暮らすまち

新しい事を始める時には、いつも“わくわく”とした気持ちにさせられます。今年の年号は、平成22年と西暦2010年。0、1、2の数字だけが整然と並ぶ美しさがあります。好きな年になりそうです。

一昨年のサブ・プライムローン問題に端を発した世界的な経済不況から、いち早く中国が明るさを先取りし、昨秋のドバイ・ショックなどを経ながらも世界的には不安定ながら回復基調のようです。その状況下で、日本だけが世界から置いてきぼりとならない事を望んでいます。

国においては政権交代があり、総理大臣が「平成維新」と演説を行いました。しかし、政策が不透明で、国民が安心して将来の夢を描くレベルには至っていません。地方議員である私たちも、どの様な政策が打ち出されるのか固唾を呑んで見守っている状態となっています。

本市においては、不況から昨年末に、当初予算段階に比べ10億円余り市税収入が落ち込む見込となり、予算の執行停止が余儀なく

されました。
今年一年、市民が安心して暮らせるように頑張ります。



市役所本庁舎の耐震改修が始まる

市役所本庁舎(市民窓口がある建物)の建替えが検討されていますが、再度、耐震診断をした所、強度不足で急を要する状態と判明。コンピューターシステムや市民窓口・会議室を分庁舎や西側駐車場側の建物に移動し、本庁舎の改修を行います。耐震改修内容は、建替え時期との投資効果からの議論が重要。



次期総合計画を制定

平成23年度(2011年)から10年間、茅ヶ崎市が行う全ての事業を網羅する最上位の新たな計画(次期総合計画)の茅ヶ崎市総合計画基本構想が可決されました。

現在の茅ヶ崎市総合計画は、根本市長の時に20年間の基本構想と、半分の10年間毎の基本計画を定めています。現在の後期基本計画は、添田市長の時に計画されたもの。現在の総合計画が基本構想・基本計画・実施計画の3層構造であったものを、次期総合計画では基本構想と基本計画をひとつにまとめ2層構造としています。年度毎の予算化により近い実施年度を定めた実施計画直前までを含めた条例となっています。また、自治基本条例においても総合計画を定めている事としています。服部市長は、計画の実行性を担保するためと説明しています。ただし、条例化という事が議会制民主主義の点からすると、国とは違い与党・野党というものがない存在しないはずの地方議会です。市長と議会がこの計画に関して共に責任を負う事になり議会のチェック機能が弱くなる点、また、市長と議会が硬直化し柔軟性を失う恐れがあり、今後、それらに十分注意を払う必要があります。

また、次期総合計画の計画段階から財源不足となる恐れがある上に、昨今の不景気が一層税収を厳しくしています。国における政権交代から政策変更等があり、本市の総合計画の変更も予想されます。

総合計画に合わせて地域自治課の新設など組織変更が行われる予定です。



自治基本条例を制定

本会議の一般質問で自治基本条例について取上げ、この“議会だより”で報告をしたのは、今から4年前(平成17年夏号)の事。市民参加・地域説明・パブリックコメント等を経て、この12月議会で条例として成立。スタートを切ってから4年以上と予想以上に長い道のりでした。

地方分権については、昔から議論されてきたテーマですが、本市が自治基本条例を制定しようと動き始めた当時は、小泉総理が、聖域なき構造改革の目玉として三位一体改革を掲げ「地方に出来る事は地方に、民間に出来る事は民間に」と推進していた時の事。地方分権の流れの下、自治体間競争などが議論され、中央集権的でない自立した地方自治体が求められていたのです。その大枠の流れは、政権が変わった現在においても変わっていません。

早期に自治基本条例を制定した市や町には、議会を含まない市民と行政の関係のみを定めた行政基本条例的なものがありました。その後、市民の負託を受けた議会も含めた市民と行政と議会の三者が市をどの様に自治して行くのかを定めたものが主流となり、茅ヶ崎市の自治基本条例もその様になっています。

茅ヶ崎市の条例では使われていませんが“最高規範”という文言ひとつについても、“問題がある言葉”と“ぜひ盛り込むべき言葉”とし対立する意見があります。住民投票についても、市民の負託を受けた議会があるので不要という意見もあります。その他にも、政治思想的などから異なる考えがあります。この自治基本条例に対する私の評価は、全体を通じての理念の美しさが感じられず、辛うじて合格点という所です。ただ徒に条例制定に時間と労力を消費するより、まずは、バランス感覚が取れた条例である点を評価し、必要に応じて改変をすべきと考えます。

●自治基本条例の議会版ともいうべき、議会と議員のあり方を定める議会基本条例を制定するために私も所属する議会制度検討委員会で検討中。



自治基本計画と次期総合計画

総合計画基本構想と自治基本条例の両方が12月議会に上程され可決されました。自治基本条例の条文には、総合計画を定める事となっており、自治基本条例が次期総合計画の実効性を補強する形になっています。ただし、次期総合計画では、基本構想と実施計画を含めて総合計画としていますが、自治基本条例が指す総合計画とは総合計画基本構想部分のみで実施計画部分は含みません。すなわち、自治基本計画と次期総合計画の間で総合計画と呼ぶ範囲が異なっているのです。

総合計画において、条例化という厳格な手続きを踏み決定された基本構想分に比べ、実施計画は、他の計画と同様にパブリックコメントなどにより意見聴取は行いますが、最終的判断は行政が下した計画なので当然です。後日問題が発生しないよう次期総合計画の資料で説明など、市民に誤解が出ないように行政に要望をしています。

★新湘南バイパスの延伸は？

国では、新湘南バイパスの延伸を凍結候補としています。柳島にある相模川左岸スポーツ公園は、産業道路反対側の向河原の農地に移転する計画で進んでいますが、国の方針変更によりどのような影響があるのか心配されます。移設には相模川左岸の堤防敷も絡みますが、堤防敷の解決だけであれば、異なる対応・計画が浮上するのではないのでしょうか。

★資源ごみの回収方法をコンテナに？

現在、透明袋で回収している資源ごみ回収を専用コンテナ方式に。市が予め町内に専用コンテナを配置し、回収する方式を一部地域で試行実験します。この方式は、他市で既に導入済みですが、市の作業量増加など冷静に評価をしたいと思います。

目白押しの計画策定。教育基本計画、地域福祉計画などパブリックコメント実施。高度制限地域の拡大、最低敷地面積の制限など土地利用の規制が進行中。茅ヶ崎市土地利用基本計画を策定中。